別紙２

のと里山空港ふるさとタクシー事故発生時の対応について

１．運転員等の措置

事故が発生した場合、運転員等は、次の事項について適切な措置をとること。

(1) 負傷者の確認、救助及び保護

(2) 乗客の安全確保

(3) 警察への通報

(4) 遺留品の保管

(5) 運行管理者（各ふるさとタクシー運行事業者）へ連絡し、その指示に従うこと。

２．運行管理者の指示及び報告

運行管理者（以下「管理者」という。)は、運転員等から事故発生の報告を受けた場合は、運転員等に対し、次の指示を与えるとともに、速やかに「能登半島広域観光協会」へ報告すること。

なお、報告については、第１報は電話にて行い、詳細状況が判明次第、報告書をＦＡＸにて送信すること。

(1) 死傷者の救出保護の指示

(2) 乗客の安全確保の指示

(3) 運行継続の可否及び継続する場合は、その具体的方法の指示

(4) 乗客の輸送継続又は送還の方法の指示

(5) 前各号に掲げるもののほか、状況に応じ運転員等がとるべき措置及びその注意事項

３．運行管理者の措置

管理者は、事故が発生した場合は、速やかに次の措置をとること。

(1) 乗客の安全保護のための措置

(2) 事故現場への職員等の派遣

(3) 代車の急送等乗客の輸送継続の措置

(4) 修理員、修理器具、部品等の急送の手配

(5) 死傷者の家族及び勤め先への連絡

(6) 事故の状況及び原因の調査

(7) 加入保険団体に対し、速やかに事故速報及び請求書を作成し、提出すること。

４．現場調査

管理者は、事故が発生した場合は、極めて軽微な場合を除き現地調査を行い、できる限り相手の意見等を聴取するほか、現場の写真等を撮影すること。

５．陸運局等への報告

管理者は、事故発生の都度、事故内容を検討し、重大事故に該当する場合は、所定の期間内に事故報告書を国土交通大臣あてに提出すること。また、事故速報に該当するものは、２４時間以内に所管の運輸支局長に事故速報をすること。

６．事故の解決

管理者は、自動車事故により死傷又は損害を生じた場合は,事業の公共性を考慮し積極的にその解決に努めなければならない。